

コロナ禍における国・都給付事業対象外児童への臨時特別給付金
(世田谷区乳幼児臨時特別給付金)支給時期等の変更について

1 主旨

令和3年5月26日の福祉保健常任委員会で報告し、令和3年第2回区議会定例会で補正予算を計上した本給付金については、児童手当現況届により令和3年6月現在の児童手当受給者を確認後、案内通知を送付し、児童手当振込口座に振り込むこととしている。

一方、所得税の確定申告期限の延長により、税務署から地方自治体に送信される確定申告データの遅延が生じ、区の賦課処理や6月現在の児童手当受給者の現況確認・受給決定に時間を要したことから、本給付金の支給時期等を変更する。

2 変更内容

【当初予定】

【A】区から児童手当の支給を受けている方、【B】公務員等その他の方

令和3年7月上旬 【A】の支給対象者へ案内通知等の送付開始、受領拒否申し出者への届書送付

7月下旬 【A】の支給対象者へ支給開始

児童手当現況届の提出確認後、随時、案内通知等送付、支給

8月 【B】の支給対象者へ案内通知等の送付、申請受付及び支給

令和4年2月末 申請期限

【変更後】

令和3年8月下旬 児童手当現況届の提出確認後、【A, B】の支給対象者へ案内通知等の送付開始、受領拒否申し出者への届書送付

9月上旬 【A, B】の支給対象者へ支給開始、随時、案内通知等送付、支給

令和4年2月末 申請期限

3 区民周知

区ホームページ、Twitter、子育て応援アプリにより周知する。



令和3年5月26日
子ども・若者部
子ども育成推進課

コロナ禍における国・都給付事業対象外児童への臨時特別給付金の支給について

1. 主旨

区では、令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一つである「特別定額給付金」について、令和2年度に対象者1人につき10万円の給付を行った。本給付金の対象者は、令和2年4月27日の基準日において、区の住民基本台帳に記録されている方であり、同年4月28日以降に出生した児童は、給付対象外である。

一方、東京都では、コロナ禍における少子化対策として、令和3年1月1日から令和5年3月31日までに出生した児童に対し1人あたり10万円分のギフトカードを提供する「東京都出産応援事業」を令和3年4月から開始している。

上記二つの事業は、それぞれ主旨及び制度設計が異なるものであるが、ともに1人あたり10万円の現金もしくはサービスや物品を支給・給付するものである。新型コロナウイルス感染症の経済的影響を鑑み、どちらの事業にも対象とならない、令和2年4月28日から令和2年12月31日に出生した児童に対して、臨時特別給付金を支給する。

2. 支給対象者

令和3年6月1日を基準日として、基準日時点の住民基本台帳で令和2年4月28日から令和2年12月31日までに出生し、出生の日から引き続き区の住民基本台帳に登録されている児童のいる世帯

3. 支給対象児童数 4,600人(見込)

4. 支給額等及び事務経費

(1) 支給額 460,000千円(見込) * 地方創生臨時交付金を活用(10/10)
児童1人につき 10万円

(2) 事務経費 1,000千円(見込) * 地方創生臨時交付金を活用(10/10)

5. 支給方法

区から児童手当の支給を受けている方【A】については、申請書の提出は必要なく、「児童手当現況届」により令和3年6月現在の児童手当受給者を確認後、案内通知を送付し、児童手当振込口座に振り込む。公務員等その他の方【B】は、申請書等の提出が必要となる。

6. 予算額 461,000千円(見込)

必要額を令和3年第2回定例会(第1次補正予算)に提案する。

7. 今後のスケジュール(予定)

令和3年7月上旬 【A】の支給対象者へ案内通知等の送付開始、受領拒否申し出者への届書送付

7月下旬 【A】の支給対象者へ支給開始

児童手当現況届の提出確認後、随時、案内通知等送付、支給

8月 【B】の支給対象者へ案内通知等の送付、申請受付及び支給

令和4年2月末 申請期限